

農林水産業・食品産業の皆様へ



EUへの

輸出を

始めませんか？

—日EU・EPAスタート—



2019.2.1

日EU・EPAが発効し、  
農林水産物・食品を輸出しやすい  
環境が整備されます。  
この機会に、EUへの輸出に  
チャレンジしませんか？

関税撤廃

0€

規制緩和

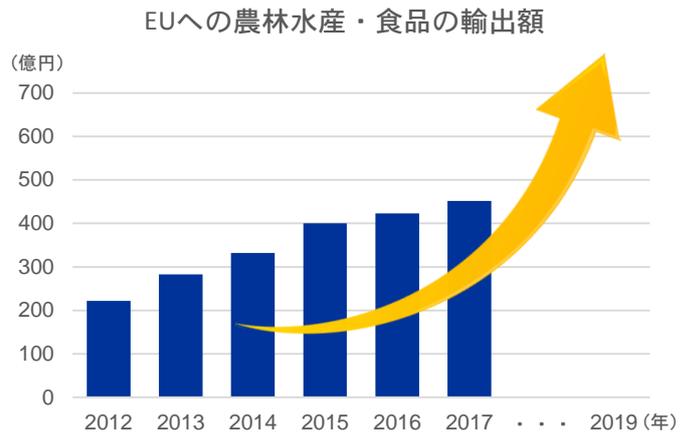
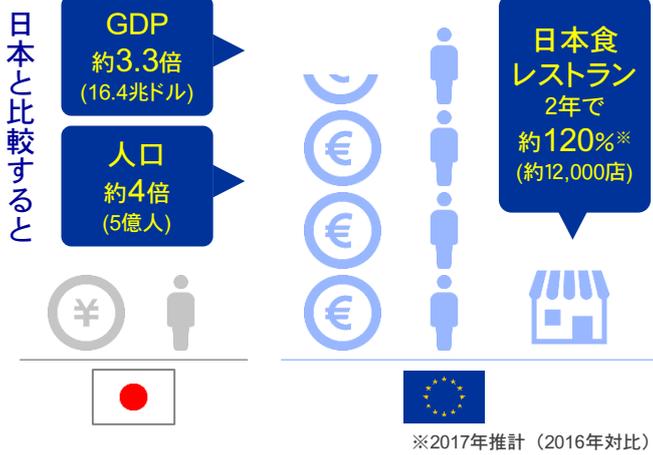


地域ブランド  
保護

GI

農林水産省

# マーケットもポテンシャルも大きい EUは巨大な市場



## EUへの輸出のハードルが下がる 日EU・EPAのメリット

### 関税撤廃

牛肉、茶、水産物含むほぼ全ての品目で関税がかからなくなります

品目例	発効前	発効後
牛肉	最大12.8% + 304.1€/100kg	即時撤廃
緑茶	最大3.2%	即時撤廃
ホタテ貝	8%	段階的に8年目撤廃
かんきつ (ゆず等)	12.8%	即時撤廃
日本酒	最大0.192€/L	即時撤廃
醤油・味噌	7.7%	即時撤廃
砂糖菓子	最大18.7% + 糖類含有率等に基づく追加関税	即時撤廃
米菓	9% + 糖類含有率等に基づく追加関税	即時撤廃

### 輸入規制緩和

「日本ワイン」の輸入規制や単式蒸留焼酎の容器容量規制が撤廃・緩和されます

### 第三国リストへの新規追加

乳や卵などの第三国リストに日本が掲載されると、日本産の乳・卵そのものはもちろん、これらを原材料とする菓子等の加工食品の輸出も解禁されます。

実際の畜産物輸出には第三国リストへの掲載に加え、各施設がEUの基準に適合するものとして登録される必要があります。加工食品の原材料として乳や卵を利用する場合、2020年まで、畜産物原材料の使用割合が50%未満であるなどの条件を満たす菓子やカステラ、マヨネーズなどであれば、登録された施設由来の原材料を利用しなくても輸出できる場合があります。

特恵関税のための原産地証明は自己申告でできます。輸出者、生産者又は輸入者が原産品申告書の作成ができます。詳しくは以下をご確認ください。

- ▼税関：協定・法令等 - EPA (経済連携協定)  
<http://www.customs.go.jp/roo/text/index.htm>  
 ※税関Webサイト内[原産地規則ポータル]より[協定・法令等]へ

### 地理的表示の保護

相互保護により日本のGI産品がEUでも保護されます

例えば、GI日本酒がEUでも保護されます。日本国内で日本産米のみを使って醸造した清酒でないものにEU域内で「Nihonshu」や「Japanese Sake」と表示することができなくなります。

## インフォメーション

- ▼JETRO：日EU経済連携協定 (EPA) について  
<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa/>

日EU経済連携協定 JETRO

- ▼農林水産省：諸外国における残留農薬基準値に関する情報  
[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/zannou\\_kisei.html](http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/zannou_kisei.html)

残留農薬基準 農林水産省

個別のビジネスに関する相談をしたい

- ▼お問い合わせ先：JETRO農林水産物・食品輸出相談窓口  
[https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri\\_foods/](https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/)

食品輸出相談 JETRO

輸出診断を受けたい

- ▼GFP 農林水産物・食品輸出プロジェクト  
<http://www.gfp1.maff.go.jp>

GFP 1

お問い合わせ

農林水産省 輸出促進課

03-6744-7045 (直通)